

・解説の法令は令和元年度第1回（令和元年8月25日）実施日の内容となっています。

## 解答&amp;ポイント解説

## 令和元年度第1回運行管理者試験問題（貨物）

問題	解答	ポイント解説
問1	1, 4	1. 運送事業法第2条（定義）第2項。 2. 貨物自動車利用運送事業は含まれない。運送事業法第2条（定義）第1項。 3. 自動車車庫の位置及び収容能力の事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。運送事業法第9条（事業計画の変更）第1項。 4. 運送事業法第9条（事業計画の変更）第1項。
問2	1, 2	1. 安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑤。 2. 安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑩・安全規則第9条（運行記録計による記録）第1項①。 3. アルコール検知器を常時有効に保持すること。安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑧。 4. 適齢診断を65歳に達した日以後1年以内に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させること。安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑭の2。
問3	3	1. 運送事業法第17条（輸送の安全）第3項。 2. 運送事業法第17条（輸送の安全）第2項。 3. 事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。運送事業法第22条（運行管理者等の義務）第2項・第3項。 4. 安全規則第9条の4（適正な取引の確保）第1項。
問4	A-4 : B-6 C-5	安全規則第7条（点呼等）第1項・第2項・第3項。
問5	2, 4	1. 死傷事故にも負傷事故にも該当しないため、速報する必要はない。事故報告規則第4条（速報）第1項②・③。 2. 事故報告規則第4条（速報）第1項⑤。 3. 鉄道障害事故は、速報する必要はない。 4. 事故報告規則第4条（速報）第1項④。

問題	解答	ポイント解説
問6	1, 3	1. 安全規則第3条（過労運転の防止）第3項・「安全規則の解釈及び運用」第3条第2項。 2. 運行の開始及び終了の地点及び日時に変更が生じた場合は、運転者が携行している運行指示書にも変更内容を記載させなければならない。記載を省略させることはできない。安全規則第9条の3（運行指示書による指示等）第2項。 3. 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（告示）」。 4. 「150キロメートル」⇒「100キロメートル」。安全規則第3条（過労運転の防止）第8項。
問7	2	1. 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」第2章3（1）①。 2. 点検の必要性があると認められる場合だけでなく、必ず点検しなければならない。安全規則第17条（運転者）第1項④・⑤。 3. 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」第2章3（1）②。 4. 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」第2章5（1）・（2）。
問8	4	1. 安全規則第18条（運行管理者等の選任）第1項。 2. 安全規則第18条（運行管理者等の選任）第3項。 3. 「安全規則の解釈及び運用」第18条第5項ロ。 4. 「新たに選任した運行管理者」とは、「当該事業者において初めて選任された者」のことをいう。他の事業者で選任されていた者は、新たに選任した運行管理者に該当しないため、基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。「講習の種類等を定める告示」第4条（基礎講習及び一般講習）第1項。・「安全規則の解釈及び運用」第23条第2項。
問9	1	1. 「その事由があった日から30日以内に」⇒「遅滞なく」。車両法第20条（自動車登録番号標の廃棄等）第2項。 2. 車両法第19条（自動車登録番号標の表示の義務）第1項。 3. 車両法第3条（自動車の種別）第1項。 4. 車両法第13条（移転登録）第1項。

問題	解答	ポイント解説
問10	1, 4	1. 車両法第66条（自動車検査証の備付け等）第3項。 2. 「30日以内」⇒「15日以内」。車両法第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）第1項。 3. 「2ヵ月前」⇒「1ヵ月前」。施行規則第44条（自動車検査証等の有効期間の起算日）第1項。 4. 点検基準 別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）。
問11	A-1 : B-1 C-2 : D-2	1. 車両法第47条の2（日常点検整備）第2項。 2. 車両法第48条（定期点検整備）第1項①。 3. 車両法第50条（整備管理者）第1項。 4. 車両法第54条（整備命令等）第2項。
問12	2	1. 保安基準第42条（その他の灯火等の制限）第1項・告示の基準。 2. 「地上2メートル以下」⇒「地上1.8メートル以下」。保安基準第44条（後写鏡等）第2項。・告示の基準。 3. 保安基準第43条の2（非常信号用具）第1項・告示の基準。 4. 保安基準第18条（車枠及び車体）第1項②。
問13	2	1. 「歩行者及び自転車の通行の用に供するため」⇒「歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため」。道交法第2条（定義）第1項③の4（路側帯）。 2. 道交法第17条（通行区分）第5項④。 3. 設問の標識は聴覚障害者である者が運転していることを示す標識。道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項⑤の4。 4. 空いている場合であっても高齢運転者等標章自動車以外の車両は、駐車できない。道交法第49条の4（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止）第1項。
問14	A-② : B-② C-③ : D-③	1. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項②。 2. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項③。 3. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項④。 4. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項⑥。

問題	解答	ポイント解説
問15	1, 3	<p>1. 道交法第84・85条（第一種免許の種類と運転できる範囲）。</p> <p>2. 準中型免許の取得条件は18歳以上。また、運転できる自動車の範囲は、①乗車定員10人以下、②車両総重量3.5トン以上7.5トン未満、③最大積載量2トン以上4.5トン未満。設問の車両は中型自動車であるため、運転するには中型免許が必要となる。道交法第84・85条（第一種免許の種類と運転できる範囲）。</p> <p>3. 道交法第101条（免許証の更新及び定期検査）第1項。・道交法第101条の2（免許証の更新の特例）第1項。</p> <p>4. 準中型免許を取得してから1年未満であり、かつ普通自動車免許を受けていた期間が2年未満であるため初心運転者標識の表示義務がある。道交法第71条の5（初心運転者標識等の表示義務）第1項。</p>
問16	2	<p>1. 道交法第40条（緊急自動車の優先）第1項。</p> <p>2. 勾配の急な上り坂は徐行すべき場所に指定されていない。道交法第42条（徐行すべき場所）第1項②。</p> <p>3. 道交法第38条（横断歩道等における歩行者等の優先）第1項。</p> <p>4. 道交法第35条の2（環状交差点における左折等）第1項。</p>
問17	2, 3	<p>1. 「できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない」⇒「徐行して安全を確認すること」。道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項②の3。</p> <p>2. 道交法第75条の11（故障等の場合の措置）第1項。</p> <p>3. 道交法第103条（免許の取消し、停止等）第2項。</p> <p>4. 「その側方を離れて走行し、車椅子の通行を妨げないようにしなければならない」⇒「一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること」。道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項②。</p>
問18	1, 3	<p>1. 労基法第20条（解雇の予告）第1項。</p> <p>2. 「1ヵ月を超えて」⇒「14日を超えて」。労基法第21条（解雇の予告）第1項。</p> <p>3. 労基法第14条（契約期間等）第1項。</p> <p>4. 労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。労基法第15条（労働条件の明示）第2項。</p>
問19	2	<p>1. 労基法第38条（時間計算）第1項。</p> <p>2. 労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。労基法第34条（休憩）第1項。</p> <p>3. 労基法第35条（休日）第1項・第2項。</p> <p>4. 労基法第39条（年次有給休暇）第1項。</p>
問20	A-1 : B-1 C-1	<p>1. 改善基準第4条第2項。</p> <p>2. 改善基準第4条第5項。</p>

問題	解答	ポイント解説
問21	1, 3	1. 改善基準第4条第1項④。 2. 「全勤務回数の3分の2を限度に」⇒「全勤務回数の2分の1を限度に」。 特例基準1(1)。 3. 特例基準2。 4. 「26時間を超えないものとする」⇒「24時間を超えないものとする」。特 例基準3(1)。
問22	3	改善基準第4条第1項②・特例基準4(1)。 貨物自動車運送事業の運転者のフェリー乗船時間(乗船時刻から下船時刻 まで)は、原則として休息期間として取り扱う。よって、フェリー乗船があ る日程は、拘束時間からフェリー乗船時間分を差し引かなければならない。 各日の拘束時間は、1日目が10時間(14時間(始業5時～終業19時)－4 時間(9時～13時))。2日目が14時間(12時間(始業6時～終業18時)＋翌 日2時間)。3日目が11時間(15時間(始業4時～終業19時)－4時間(8時 ～12時))。4日目が13時間(12時間(始業6時～終業18時)＋翌日1時間)。
問23	4	改善基準第4条第1項①。 拘束時間は、1ヵ月について293時間を超えてはならない。ただし、労使 協定がある場合には、1年のうち6ヵ月までは、1年間についての拘束時 間が3,516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長できる。 1. 12月(322時間)に拘束時間が320時間を超えている。 ◎労使協定により320時間まで延長できる期間の6ヵ月を超えていないが、 12月(322時間)に拘束時間が320時間を超えているため、改善基準違反 となる。 2. 1年についての拘束時間は3,520時間で3,516時間を超えている。 ◎労使協定により320時間まで延長できる期間の6ヵ月を超えていない。ま た、拘束時間が320時間を超えている月もない。しかし、1年についての 拘束時間が3,516時間を超えているため、改善基準違反となる。 3. 拘束時間が293時間を超えている月は、4月(296時間)・6月(295時間)・ 8月(309時間)・9月(295時間)・12月(296時間)・1月(297時間)・2 月(300時間)の7ヵ月。 ◎労使協定により320時間まで延長できる期間が7ヵ月で、6ヵ月を超えて いるため、改善基準違反となる。 4. ◎労使協定により320時間まで延長できる期間の6ヵ月を超えていない。 また、拘束時間が320時間を超えている月がなく、1年についての拘束 時間も3,516時間を超えていないため、改善基準に適合している。

問題	解答	ポイント解説
問24	<p>適：4 不適：1, 2, 3</p>	<p>1. 不適：運行管理者が不在となる時間帯の点呼が総回数の7割を超えているということは、補助者が7割以上行っていることになり、運行管理者が行う点呼が3分の1以下となるため、不適切である。「安全規則の解釈及び運用」第7条第1項第10号。</p> <p>2. 不適：車庫と営業所が離れている場合や、出庫・帰庫が早朝・深夜であり、運行管理者が出勤していない場合などは「運行上やむを得ない場合」には含まれないため、電話による点呼はできない。「安全規則の解釈及び運用」第7条第1項第1号。</p> <p>3. 不適：乗務後の点呼では、乗務を終了した運転者から事業用自動車、道路及び運行の状況について、その都度、報告を求め確認しなければならない。特に異常がない場合であっても報告を求め確認する。安全規則第7条（点呼等）第2項。</p>
問25	2, 3, 4	<p>1. 自車の速度と停止距離（危険認知から自動車が止まりきるまでの総走行距離）に留意し、安全に停止できるような速度又は車間距離を保って運転する。</p>
問26	<p>適：2, 3, 4 不適：1</p>	<p>1. 不適：脳血管疾患は、定期健康診断では容易に発見することができない。定期健康診断において脳血管疾患及び心臓疾患に関連する血圧等の検査項目に異常の所見があると診断された労働者に対し、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要に応じてさらに精密検査等を受けるよう指導する。</p>
問27	<p>適：2, 3, 4 不適：1</p>	<p>1. 不適：交通事故の再発を未然に防止するためには、運転者の人的要因とともに、事故が発生した要因について様々な角度から情報を収集し、調査や事故原因の分析を行うことが必要である。</p>
問28	<p>適：3 不適：1, 2, 4</p>	<p>1. 不適：異常気象時は、輸送の安全を最優先に考え、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。状況がわからないという理由で運転者に判断を任せてはならない。安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑮。</p> <p>2. 不適：自動車の運転中に大地震が発生し、やむを得ず道路上に自動車を置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままにし、窓を閉め、ドアはロックしない。</p> <p>4. 不適：踏切の前方の道路が混雑している場合は、踏切内で停止するおそれがあると判断し、踏切内に入ってはならない。道交法第50条（交差点等への進入禁止）第2項。</p>

問題	解答	ポイント解説
問29	<p>適：2 不適：1, 3</p>	<p>1. 不適：B料金所からC料金所までの走行距離240km（120km+120km）、走行時間2時間40分（1時間20分+1時間20分）から平均速度を計算する。 2時間40分は160分（120分+40分）と考える。 平均速度＝距離÷時間＝240km÷<math>\frac{160}{60}</math>時間  <math display="block">= \frac{240\text{km} \times 60}{160} \text{時間} = 90\text{km/h}</math>           設問の中型貨物自動車の高速道路での最高速度は80km/hであるため、B料金所からC料金所までの運転時間を2時間40分に設定したことは不適切な運行計画となる。道交法施行令第27条（高速道路の最高速度）第1項②。</p> <p>2. 適：当日の運転時間は9時間10分。            「特定日の前日と特定日」の平均運転時間は（9時間+9時間10分）÷2より9時間5分。            「特定日と特定日の翌日」の平均運転時間は（9時間10分+8時間50分）÷2より9時間。            「特定日の前日と特定日」の平均運転時間のみ9時間を超えているので、改善基準違反とはならず、適切な運行計画となる。</p> <p>3. 連続運転時間は、復路において、連続運転時間が4時間を超える運転があり、この運転時間に付随する中断時間が10分のみのため、改善基準違反となる。</p>
問30	<p>A-②：B-④ C-⑧：D-⑩</p>	<p>A：「運行管理者による指導事項」のポイントは、①右折、②横断歩道の状況を確認、③自転車等を見落としやすい、であるため、「運転者が予知すべき危険要因の例」のうち、「右折、横断歩道、自転車」を含んでいるものを選択する。したがって、②が正解となる。</p> <p>B：「運行管理者による指導事項」のポイントは、①対向車が通過後、②二輪車等と衝突する危険、③安全を確認してから右折、であるため、「運転者が予知すべき危険要因の例」のうち、「対向車、二輪車、右折」を含んでいるものを選択する。したがって、④が正解となる。</p> <p>C：「運転者が予知すべき危険要因の例」のポイントは、①対向車が交差点に接近、②右折していくと対向車と衝突する危険、であるため、「運行管理者による指導事項」のうち、「対向車と衝突する危険」を回避できる内容のものを選択する。したがって、⑧が正解となる。</p> <p>D：「運転者が予知すべき危険要因の例」のポイントは、①右折していく道路の先、②駐車車両の陰に歩行者、③はねる危険、であるため、「運行管理者による指導事項」のうち、「右折先の歩行者をはねる危険」を回避できる内容のものを選択する。したがって、⑩が正解となる。</p>